

企業名称同一・類似対比規則

2017 年 7 月 31 日国家工商行政管理総局工商企注字[2017]133 号により発布
同日施行

第 1 条 企業名称登記管理改革をより一層推進し、企業名称対比システムを確立して完全化し、かつ、申請人のために高効率の対比サービスを提供するため、「企業名称登記管理規定」、「企業名称登記管理実施弁法」及び「登記効率を高めて企業名称登記管理改革を積極的に推進することに関する工商総局の意見」（工商企注字[2017]54 号）等により、この規則を制定する。

第 2 条 この規則は、企業登記機関が情報化技術を利用し、企業名称対比システムを確立して完全化し、申請人が企業名称を申請するために対比サービスを提供するのにこれを適用する。企業登記機関は、対比結果をオンライン・ウェブページ等の方式により申請人に呈示し、当該申請人の参考及び選択に供しなければならない。

第 3 条 申請人が提出した企業名称登記又は審査・承認申請が次の事由のいずれかに該当する場合には、対比システムは、企業名称が同一であることを提示する。

- (1) 同一の企業登記機関が既に登記し、又は審査・承認した企業名称と完全に同一であること。
- (2) 同一の企業登記機関が既に登記し、又は審査・承認した企業名称の行政区画、屋号、業種及び組織形式の排列順序と異なるが文字が同一であること。例えば、北京紅光酒業發展有限公司と紅光（北京）酒業發展有限公司である。
- (3) 同一の企業登記機関が既に登記し、又は審査・承認した企業名称の屋号及び業種の文字と同一であるが行政区画又は組織形式が異なること。例えば、北京紅光酒業有限公司と紅光酒業有限公司及び北京紅光酒業有限公司と北京紅光酒廠である。

第 4 条 申請人が提出した企業名称登記又は審査・承認申請が次の事由のいずれかに該当する場合には、対比システムは、企業名称が類似であることを提示する。

- (1) 同一の企業登記機関が既に登記し、又は審査・承認した同業種の企業名称の屋号と同一であり、業種表記が異なるが意義が同一であること。例えば、万青地産有限公司と万青房地產有限公司及び万青置業有限公司である。
- (2) 同一の企業登記機関が既に登記し、又は審査・承認した同業種の企業名称の屋号の字音と同一であり、業種表記が同一であり、又は業種表記が異なるが内容が同一であること。例えば、北京牛欄山酒業有限公司と北京牛蘭山酒業有限公司及び北京牛藍山白酒有限公司である。
- (3) 屋号が同一の企業登記機関が既に登記し、若しくは審査・承認した同業種の企業名称の屋号を含み、又はこれに含まれ、業種表記が同一であり、又は業種表記が異なるが内容が同一であること。例えば、北京阿里巴巴網絡科技有限公司と北京阿里巴巴網絡科技有限公司及び北京阿里巴巴在線信息科技有限公司であ

る。

(4) 屋号が同一の企業登記機関が既に登記し、又は審査・承認した同業種の企業名称の屋号の一部の字音と同一であり、業種表記が同一であり、又は業種表記が異なるが内容が同一であること。例えば、北京阿里巴巴科技有限公司と北京馬雲阿理巴巴科技有限公司及び北京阿理巴巴金控技術有限公司である。

(5) 業種表記を含まず、又は実業若しくは発展等をもって国民経済業種分類用語を使用せずに業種を表記した場合において、同一の企業登記機関が既に登記し、若しくは審査・承認した同類別企業名称の屋号を含み、若しくはこれに含まれ、当該屋号の字音が同一であり、又は当該屋号が含み、若しくはこれに含まれる一部の字音が同一であること。例えば、北京牛蘭山有限公司と北京金牛欄山有限公司並びに北京全聚德有限公司と北京荃巨得有限公司及び北京宏荃聚德実業有限公司である。

第5条 申請人が対比システムを通じて申請に係る企業名称を照会する際に、申請予定の企業名称が同一の企業登記機関が既に登記し、又は審査・承認した企業名称と同一である場合には、同一の企業名称を列記し、当該申請が通過不能である旨を提示する。申請予定の企業名称が同一の企業登記機関が既に登記し、又は審査・承認した企業名称と類似する場合には、類似する企業名称リストを列記し、当該申請が通過可能であるが、審査において承認しないおそれが存在し、又は承認するが使用において権利侵害紛争に直面するおそれがあり、若しくは甚だしきに至っては適切でない企業名称をもって強制的に変更されるリスクが存在する旨を提示する。

第6条 地方企業登記機関は、地方政府の要求、改革の必要及び技術条件等に基づき、対比規則を詳細化し、対比インテリジェント化サービス水準を不断に高めることができる。

第7条 農民專業合作社、個人工商業者の名称及び非法人分支機構（營業單位）の対比については、この規則を参照して執行する。

第8条 この規則は、工商総局がこれを解釈する。

（中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太）